

2020年6月9日

報告書案についての意見

川村真理

<43頁>

2 (1) 収容期間の上限、収容についての司法による審査

【提言】①

入管法上、…例えば、一定期間を超えて収容を継続する場合には、**行政手続の枠組みの中に、第三者機関**がその要否を吟味する仕組みを設けることを検討するとともに、

<44頁>

● 長期収容による問題を解消するため、収容期間に上限を設けるとともに、期間を区切って、**第三者機関**が収容の要旨を審査する仕組みを設けるべきである。

<45頁>

また、長期収容を解消する方策の一つとして、例えば、一定期間を超えて収容が継続する場合には、**行政手続の枠組みの中で、第三者機関**がその要否等を吟味する仕組みも考えられるとの指摘があったところ、

<47頁>

また、こうした点を踏まえた上で、…行政手続の枠組みの中に、**第三者機関**が一定期間を超える収容の要否を判断する仕組みの創設等によって行政手続の適正を一層確保することにより、…

<53頁>

(なお、一部の委員からは、空海港における一時庇護上陸許可や難民申請・仮滞在許可の活用とともに、これに関連するNGO等との連携による住居確保制度を充実させ、さらには、この制度を、既存の収容に変わる措置としても活用できるようにすべきであるとの意見が示された。)

<59頁>

● **新型コロナウイルスの感染の影響やその後の情勢により、国費送還の促進が困難になり、帰国が困難となった外国人を我が国で受け入れる施策の必要性が高まることも考えられる。本専門部会で提言した方策につき、国民の理解が得られる形で実施すべきであり、また、送還忌避の実情を的確に把握し、悪質仲介業者の排除のほか入国管理の適正化に活かすこと、一時庇護等空海港における庇護体制の活用に向けた見直し、外国人受入れ・共生のための総合的対応策の強化等、収容・送還以外の様々な方策との連関にも留意すべきである。**